

証券コード 4746

平成30年3月8日

株主の皆様へ

神奈川県川崎市中原区市ノ坪150番地

株式会社 東計電算

代表取締役 甲田英毅  
社長執行役員

## 第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年3月22日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年3月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県川崎市中原区小杉町三丁目264番地3  
ユニオンビル 2階 セミナールームA  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第48期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）事業報告、計算書類報告の件
  2. 第48期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.toukei.co.jp>)に修正後の事項を掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成29年1月1日から  
平成29年12月31日まで)

### I 会社の現況

#### 1. 当事業年度の事業の状況

##### (1) 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、年初においてトランプ大統領の登場やイギリスのEU離脱、中国経済の動向など、海外の経済情勢の変化が懸念材料として複数存在しておりました。しかし、終わってみれば、米金利上げ観測を主因とした円安や海外経済の成長を背景に輸出が好調なほか、個人消費や設備投資など内需も堅調に推移し、国内総生産は6四半期連続成長を記録するなど、大きな混乱が生じることなく推移しました。

当業界におきましては、海外景気や個人消費の回復を背景にユーザ企業の情報化投資意欲は旺盛で、モバイル、クラウド、ビッグデータ、ソーシャルネットワーク、IoT (Internet of Things) 等の最新技術を活用した商品開発やサービスの提供に期待が寄せられております。

このような環境のなかで、当社は、システムインテグレータとして、多様化する顧客ニーズにフレキシブルに対応するため、業種別ソリューション、アウトソーシング、ネットワークの3つの基本戦略を掲げ、積極的に営業展開を進めてまいりました。

具体的には、次の4つを重点施策として掲げ、取り組んでまいりました。

- ①ソフトウェア開発業務売上拡大のための商品力強化
- ②業種別ERPの促進
- ③システム運用業務売上拡大のための運用管理業務の商品化とその促進
- ④社員教育の拡充

その結果、当期の営業成績は、売上高130億73百万円（前期比6.0%増）、経常利益29億25百万円（同10.0%増）、当期純利益20億13百万円（同11.1%増）となりました。

部門別の状況は、次のとおりであります。

#### ①情報処理サービス業務の概況

情報処理サービス業務としましては、ソフトウェア開発業務、システム運用業務、ファシリティサービス業務等を行っております。

これらの業務では、顧客の業種・業務に対応した業種別組織体制を採用し、多様化する顧客ニーズに迅速に対応できるよう、積極的な事業活動を実践しております。

##### <ソフトウェア開発業務>

長年のソフトウェア開発の実績をもとに社内の総合力を結集し、業種別システムエンジニア、プログラマーによる強力なサポート体制のもとに、顧客の立場で物事を考えたコンサルテーション、プロジェクト管理、システム設計受託、エレクトロニクス機器に搭載される制御系ソフト開発等の受注ソフトの開発を行い、製造業や流通業、物流業等さまざまな業種に特化したパッケージソフトの開発販売等の業務を行っております。

当期における当業務の営業収益は、受注が堅調に推移したことに加え、プロジェクト管理の徹底により、44億25百万円（前期比15.2%増）となりました。

##### <システム運用業務>

ユーザ企業のシステム運用の受託、開発したソフトウェアの維持、システム運用に伴うネットワーク・ハードの維持等システム運用にかかわる業務を受託しております。

具体的な受注形態は、サーバによるシステム運用受託（ホスティング）、サーバの運用管理（ハウジング）、EDI（Electronic Data Interchange）、開発したソフトウェアの維持ならびに販売したサーバ及びネットワークの保守等であります。

当期における当業務の営業収益は、最重点課題として取り組んだ成果が受注の増加に結びつき、58億65百万円（前期比5.9%増）となりました。

##### <ファシリティサービス業務>

正確・迅速・廉価をモットーに、漢字・英数字・カナ文字のエントリー業務の受託、データ処理業務の運営管理、イメージ入力OCR・OMR処理、キーパンチャーの派遣業務等を行っております。また、上記エントリー業務のほか、ビジネス・プロセス・アウトソーシングサービス、コールセンター業務、コンピュータによるI/Oに付随する業務を受託処理しております。

当期における当業務の営業収益は、一部の大口顧客との取引終了等に  
伴い、16億30百万円（前期比13.6%減）となりました。

## ②機器販売業務の概況

機器販売業務としましては、当社の開発したシステムに必要なハードウ  
ェアを顧客に販売しております。

取扱商品は、日本電気(株)、富士通(株)、キヤノン(株)等のサーバ、パーソ  
ナルコンピュータ、その他の周辺機器が中心であり、特定のメーカーに依存  
せず、システム開発の案件ごとにフレキシブルに選定できることが当社の  
強みであります。

当期における当業務の営業収益は、ソフトウェアの導入や更新に伴うハ  
ードウェアの入れ替え、増設等の増加により、10億96百万円（前期比8.9%  
増）となりました。

## ③不動産等賃貸業務の概況

不動産等賃貸業務としましては、ビル・マンション等の不動産賃貸等の  
業務を行っております。

当期における当業務の営業収益は、前期に比べて賃貸ビルの空室が増え  
たことに伴う賃貸収入の伸び悩みにより、55百万円（前期比7.2%減）とな  
りました。

## (2) 設備投資の状況

当期中において実施いたしました設備投資の総額は6億17百万円で、その主なものは次のとおりであります。

### ①当期中に完成した主要設備

ソフトウェア開発業務及びファシリティサービス業務の拡充のため、本社社屋を増築いたしました。設備投資金額は3億60百万円であります。

### ②当期において継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

### ③その他

営業用・事業用器具備品等を増設、更新いたしました。金額は2億57百万円であります。

## (3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

## (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

## (6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

## (7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

特記すべき事項はありません。

## 2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第45期 (平成26年12月期)	第46期 (平成27年12月期)	第47期 (平成28年12月期)	第48期(当期) (平成29年12月期)
売上高(千円)	11,792,785	12,686,682	12,334,548	13,073,514
当期純利益(千円)	1,432,052	1,700,161	1,812,455	2,013,805
1株当たり当期純利益(円)	157.85	187.09	198.37	219.38
総資産(千円)	20,275,359	21,479,614	22,673,755	26,010,692
純資産(千円)	16,332,328	17,743,112	19,235,926	21,473,497
1株当たり純資産額(円)	1,791.51	1,938.63	2,095.95	2,333.77

## 3. 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
イースタンリース(株)	100百万円	99.9%	OA機器リースレンタル

### (2) 企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社1社であります。当期の同社売上高は3億13百万円（前期比12.6%増）、当期純利益は19百万円（同12.8%増）であります。

### (3) 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

#### 4. 対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、企業収益の拡大や労働市場の逼迫が続き、緩やかに拡大するものと考えられますが、賃金上昇の動きは鈍いままとなっており、デフレ脱却がカギを握っております。

当業界におきましても、ユーザ企業において収益の拡大や業務改善、就業人口の減少等、経営課題の解決に向けた情報化投資は堅調に推移し、引き続き活発な情報化投資を背景に、受注環境が堅調に推移するものと考えられます。

当社におきましては、このような経営環境、産業動向のもと「コンピュータ市場の変化、技術の進捗状況に対応し、顧客の皆様のニーズにマッチしたサービスの提供ができるよう、常に変化を先取りし積極的に提案する営業姿勢の更なる徹底」を基本姿勢として事業展開を図ることが重要であると考えております。

次期においても、次の5つの経営戦略を掲げ、より一層の業績の向上に取り組んでまいり所存であります。

1. 業種別組織体制に立脚した業種別S Eが業種別パッケージ商品をベースにしたシステム開発の促進
2. 業種別パッケージ商品に財務会計や給与・勤怠システムを連動させた業種別ERPの促進
3. 上記の一連の情報システムの自社データセンター内での運用受託の促進
4. データを活用したプリント業務、EDI連携、セキュリティ監視等、運用サービスの拡充
5. 運用管理業務の商品化とその促進

これら5つの施策は従前から掲げてきた基本施策であり、当期は堅調な受注環境に支えられ、その成果として大きな損失を発生させるような不採算案件や全社的に検討・対応しなければならないような重要事案は発生しませんでした。

次期においても引き続き旺盛な受注環境が見込まれますが、人材の供給面、すなわちお客様の希望される日程に合わせて適切なエンジニアを充当できるかが課題となっております。

この課題を解決すべく、次の2つの対応策を講じてまいります。

##### ①人材難にあっても業績を拡大させるための新たな営業手法の実施

大型プロジェクトをリードしうるエンジニアを育成するためには、時間やコストをかけてより多くの開発経験を積ませることが王道であると考えますが、短期的には受注の機会を逸し、業績の拡大を遅らせることとなります。

従って、これまでのような業種別パッケージ商品をベースにカスタマイズを実施してユーザ企業に提供するというやり方一辺倒ではなく、カスタマイズを省いたシステムでの提供やチャネル企業との関係を見直していかなければならない時期にきております。

そこで、Revenue share（レベニュー・シェア）型サービスを導入してまいりたいと考えております。これはシステム開発にあたり当社が受託者として業務委託料の支払いを受けるのではなく、当社が開発費用を負担して開発を行い、ユーザ企業に導入することで得られる収入を当社とチャネル企業間で分配することです。

これにより、当社の営業の担い手であるチャネル企業が当社のパッケージ商品を販売することで自社の業績の拡大にも直結するビジネスモデルを確立し、チャネル企業とWin-Winの関係を築くことを目指してまいります。

## ②ユーザ企業に信頼されるシステムエンジニアの育成

年を経るごとに、システム開発の受注規模は大型・複雑化しており、同業他社との競争が激しくなっております。

当社は、業種別に特化した組織体制を採ることにより特定業種のノウハウと知識を蓄積し資産化するとともにシステムエンジニアの能力アップを通じ、業種特化エンジニア、すなわちスペシャリストの育成を促進いたします。

ユーザ企業がシステム開発会社を選定する際にポイントとなるのは、業務をどれだけ理解し、課題をどこまで認識し、システム開発の経験を十分に有しているかであり、ユーザ企業の要求に応える組織体制や人材の育成が必要であると考えております。

また、競争に勝ち残るためには、システムエンジニアにはユーザ顧客も気付いていない潜在ニーズ、ユーザ企業にとって本当に必要な情報、有益なデータの持ち方、ユーザ企業の業務の合理化・改善策、ユーザ企業が業務管理上の配慮すべきポイントなどについてユーザ企業とディスカッションができる能力が求められております。

ユーザ企業にとって情報システムとは経営活動の生命線となり、その導入には多くの時間とコストを要し、中長期的に経営活動の中核となるものとして、決して失敗は許されないという覚悟で業者選定に臨んでおります。

情報システムの構築においてユーザ企業の業務（ニーズ）とIT（シーズ）は車の両輪であり、その2つを有機的に結びつけユーザ企業に期待に応えることこそ、当社に求められている使命であると考えております。

ユーザ企業の業務や課題を理解した上でITを用いたソリューションを提案する、つまりプロブレム・オリエンテッドという方針に徹することこそ、同業他社との競争に勝てる秘訣であると考えております。必ずしもI

Tだけの切り口からの提案はユーザ企業の抱える課題の解決につながりません。

まず先に、業務ありきのシステムエンジニアであり、業務ありきの提案を行うのが当社に課せられたミッションでありそのミッションを実現できる人材を育成してまいります。

当社は、株主の皆様をはじめ多くの取引先各社にご満足いただけるように情報化社会のシーズとニーズを結びつけることが重要な使命であると考えております。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 5. 主要な事業内容（平成29年12月31日現在）

当社は、ソフトウェア開発業務（コンサルテーション、アプリケーションソフト開発、制御系ソフト開発等）、システム運用業務（コンピュータ・通信ネットワーク等の運営受託、開発システムのソフトの維持等）、ファシリティサービス業務（データエントリー、キーパンチャー派遣、ビジネス・プロセス・アウトソーシングサービス、コールセンター業務、I/O付随業務等）、機器販売業務及びコンピュータ活用にかかわる業務を行っております。

## 6. 主要な営業所（平成29年12月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社	神奈川県川崎市中原区
川崎第1事業所	神奈川県川崎市中原区
川崎第2事業所	神奈川県川崎市中原区
中原事業所	神奈川県川崎市中原区
東京事業所	東京都千代田区
立川事業所	東京都立川市
名古屋事業所	愛知県名古屋市中村区
第1データセンター	神奈川県川崎市宮前区
第2データセンター	神奈川県川崎市幸区

## 7. 使用人の状況（平成29年12月31日現在）

区 分	当期末使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	584名	20名増	39.3歳	13.9年
女 性	204名	27名増	35.0歳	8.8年
平均または合計	788名	47名増	38.2歳	12.5年

(注) 上記使用人のほかに、臨時社員36名、パート社員325名が在籍しております。

## 8. 主要な借入先の状況（平成29年12月31日現在）

該当事項はありません。

## 9. その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## Ⅱ 株式の状況（平成29年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 37,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,350,000株
- (3) 株主数 5,857名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社アップワード	4,300千株	46.8%
東京濾器株式会社	1,152千株	12.5%
日本総合住生活株式会社	385千株	4.2%
日本生命保険相互会社	281千株	3.1%
東計電算社員持株会	251千株	2.7%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社（信託口）	247千株	2.7%
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社（信託口）	95千株	1.0%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社（信託口5）	67千株	0.7%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社（信託口1）	53千株	0.6%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社（信託口2）	48千株	0.5%

（注） 持株比率は自己株式（156,557株）を控除して計算しております。

## Ⅲ 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として  
交付された新株予約権の状況  
該当する事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権  
の状況  
該当する事項はありません。

## IV 会社役員 の 状況

### (1) 取締役 の 状況 (平成29年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当 及び 重要な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 長 会	甲 田 博 康	イースタンリース(株)代表取締役 東京濾器(株)監査役
代 表 取 締 役 員 社 長 執 行 役 員	甲 田 英 毅	管理部門担当 (株)アップワード代表取締役
取 締 役 員 専 務 執 行 役 員	古 閑 祐 二	製造システム営業部、金融システム営業部、 住宅・建設システム営業部、ビジネスプロセ スマネジメント営業部、ビル管理システム営 業部担当
取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	吉 田 和 人	ロジスティクスシステム部担当
取 締 役 員 執 行 役 員	山 口 賢 治	住宅・環境システム営業部、流通システム営 業部、制御システム部担当
取 締 役	大 野 光 政	東京濾器(株)代表取締役社長 日本ハイドリック工業(株)代表取締役社長
取 締 役	川 村 祐 一	日本総合住生活(株)常務取締役
取 締 役 員 常 勤 監 査 等 委 員	梅 原 毅	イースタンリース(株)監査役
取 締 役 員 監 査 等 委 員	清 水 勇 男	弁護士
取 締 役 員 監 査 等 委 員	三 浦 悟	公認会計士 立川簡易裁判所民事調停委員 (株)ノダ社外監査役 ショーボンドホールディングス(株) 社外取締 役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役大野光政、川村祐一の両氏は、社外取締役であります。また、監査等委員である取締役梅原毅、清水勇男、及び三浦悟の3氏は社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役梅原毅氏は、平成29年3月24日開催の第47回定時株主総会後に開催された監査等委員会において常勤監査等委員に選定されました。常勤の監査等委員を選定している理由は、当社事業に係る知見を有する者による情報収集及び重要な会議への出席ならびに内部監査部門等との密接な連携を通じ、監査・監督機能の実効性を高めるためであります。
3. 監査等委員である取締役三浦悟氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、いずれも法令が定める最低責任限度額としております。
5. 当社は、監査等委員である取締役梅原毅、清水勇男、及び三浦悟の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 当事業年度中に退任した監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位及び重要な兼職の状況
古田 章	平成29年3月24日	任期満了	東京濾器(株)参与 日本ハイドリック工業(株)監査役

## (3) 取締役及び監査等委員である取締役の報酬等

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の総額
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	7名 (2名)	82百万円 (0百万円)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	3名 (3名)	7百万円 (7百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	2百万円 (2百万円)
合計 (うち社外役員)	14名 (9名)	93百万円 (10百万円)

- (注) 1. 上記には、平成29年3月24日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名を含めております。なお、当社は、平成29年3月24日に監査役会設置会社から監査等委員設置会社に移行しております。
2. 取締役及び監査等委員である取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 監査等委員会設置会社移行前、平成19年3月26日開催の第37回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額180百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)、監査役の報酬額は年額20百万円以内と決議をいただいております。
4. 監査等委員会設置会社移行後、平成29年3月24日開催の第47回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額180百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)、監査等委員である取締役の報酬額は年額20百万円以内と決議をいただいております。
5. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度に係る役員賞与9百万円(取締役7名に対し8百万円(うち社外取締役2名に対し0百万円)、監査等委員である取締役3名に対し1百万円(うち社外取締役3名に対し1百万円))。
  - ・当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額0百万円(取締役2名に対し0百万円)。

### ② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

### ③ 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職の状況及び当社と兼職先との関係

- ・取締役大野光政氏は東京濾器(株)及び日本ハイドリック工業(株)の代表取締役社長を兼務しております。なお、当社は東京濾器(株)及び日本ハイドリ

ック工業(株)との間にそれぞれ製品販売等の取引関係があります。

- ・取締役川村祐一氏は、日本総合住生活(株)の常務取締役を兼務しております。なお、当社は同社との間に製品販売等の取引関係があります。
- ・監査等委員である取締役梅原毅氏は、当社の子会社であるイースタンリース(株)の監査役を兼務しております。
- ・監査等委員である取締役清水勇男氏は、吉川総合法律事務所に所属されている弁護士であります。なお、当社は同事務所と顧問契約を締結の上、法律顧問としての報酬を継続して支払っておりますが、金額額は僅少であり、かつ同事務所が受領する報酬総額に占める割合も僅少であります。
- ・監査等委員である取締役三浦悟氏は、(株)ノダの社外監査役及びショーボンドホールディングス(株)の社外取締役（監査等委員）を兼務しております。当社と同社との間に特別な関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取 締 役 大 野 光 政	当事業年度に開催された取締役会6回のうち4回に出席し、本人の経歴、見識等、経営の見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役 川 村 祐 一	当事業年度に開催された取締役会6回のうち5回に出席し、本人の経歴、見識等、経営の見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役 常 勤 監査等委員 梅 原 毅	当事業年度に開催された取締役会6回のうち、監査役として2回、監査等委員として4回出席し、業務執行に対する経営のチェック機能の充実を図る観点から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会2回にすべて、監査等委員会5回にすべて出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役 監査等委員 清 水 勇 男	当事業年度に開催された取締役会6回のうち監査役として2回、監査等委員として3回出席しました。 また、当事業年度に開催された監査役会に2回すべて、監査等委員会5回にすべて出席いたしました。 それぞれの会において弁護士としての専門的見地から適宜、発言を適宜行っております。
取 締 役 監査等委員 三 浦 悟	当事業年度に開催された取締役会6回のうち監査役として2回、監査等委員として4回出席しました。 また、当事業年度に開催された監査役会に2回すべて、監査等委員会5回にすべて出席いたしました。 それぞれの会において公認会計士としての専門的見地から発言を適宜行っております。

## V 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員である取締役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## VI 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス・ポリシー（企業行動基準）を定め、それを全取締役に周知徹底させる。
  - ロ) 管理担当取締役は、定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、それを実施する。
  - ハ) 取締役に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配付等を行うこと等により、取締役に対し、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
  
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - イ) 取締役の職務執行に係る情報については、管理体制を整備し、法令及び社内規定に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査等委員会、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
  - ロ) 法令または東京証券取引所適時開示規則に則り必要な情報開示を行う。
  - ハ) 取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査等委員会の監査を受ける。
  
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ) 情報漏洩に関するリスク

顧客の機密情報や個人情報の取扱・管理・保存については、I SMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証基準及びプライバシーマーク認証基準に準拠したリスク管理体制の構築及び運用を行う。情報管理について社員教育の実施、管理体制の整備、情報漏洩防止のための設備投資などを行う。
  - ロ) 災害発生時における顧客情報の管理に関するリスク

災害時に対するリスク管理については、自社所有のデータセンターに、免震構造の建物、火災、漏水センサーの設置、停電時における電源確保のための自家発電装置の設置等を行っており、災害発生時に顧客のシステム運用受託、機器の預かり管理等の業務への影響を少なくするよう備える。

なお、東日本大震災での対応実績を踏まえ、今後も、適宜災害に対するリスク管理体制の見直し・強化を図る。

ハ) システム開発に関するリスク

部門別にプロジェクト会議を開催し、システム開発過程での問題点に対して早期是正の徹底を図ることとする。また、この会議に担当取締役は積極的に参画し多角的に問題分析、改善提言を実行する。

ニ) その他のリスク

その他の各種リスクに対しては、それぞれ対応部門にて、必要に応じ規則、研修、マニュアルの作成等を行う体制をとる。

各部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。各部門の長は、必要によりリスク管理の状況を取締役会に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ) 年次事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに業績目標を明確化し、かつその評価方法を明らかにするものとする。

ロ) 業績の評価を適時に行えるよう情報システムの整備をする。

ハ) 部門評価基準に基づき、業績への責任を明確にするとともに、資本効率の向上を図る。

ニ) 意思決定プロセスの簡素化等により意思決定の迅速化を図るとともに、重要な事項については適時取締役会を開催して慎重な意思決定を行う。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス・ポリシー（企業行動基準）を定め、それを全使用人に周知徹底させる。

ロ) 管理担当取締役は、定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、それを実施する。

ハ) 使用人に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配付等を行うこと等により、使用人に対し、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。

- ⑥ 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ) 関係会社管理規定に基づき、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
  - ロ) 関係会社管理の担当部署を置き、関係会社の状況に応じて必要な管理を行う。
  - ハ) 関係会社管理部は、グループ全体のリスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。
- ニ) グループ内取引の公正性を保持するため、グループ内取引については、必要に応じて監査等委員である取締役、担当公認会計士が審査する。
- ⑦ 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査等委員である取締役の業務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、取締役社長は、監査等委員である取締役と協議の上合理的な範囲で必要な人員を配置する。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 当該使用人の監査業務に対する指揮命令権限は、監査業務を補助する範囲内において監査等委員である取締役または監査等委員会に帰属するものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査等委員である取締役に報告するための体制、その他の監査等委員である取締役への報告に関する体制、及び当社または子会社の監査役に報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ) 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生しまたは発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査等委員である取締役に報告する。
  - ロ) 部門を統括する取締役は、必要により監査等委員会と協議の上、担当する部門のリスク管理体制について報告するものとする。
  - ハ) 法令に則り、当社または子会社の役職員が当社監査等委員である取締役に対して報告を行ったことを理由とする解雇その他の不利益な取扱いを禁止する。

⑩ 当社の監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ) 役職員の監査等委員である取締役による監査に対する理解を深め、監査等委員である取締役による監査の環境を整備するように努める。

ロ) 監査等委員会は、監査上の重要課題等について代表取締役と必要に応じ意見交換を行う。また、内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

ハ) 監査等委員である取締役は、会計監査人と定期的に会合を持ち情報及び意見の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人へ報告を求める。

ニ) 監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用または債務の処理を請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員である取締役の職務の執行に必要と認められる場合は速やかに当該費用または債務を処理する。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に基づく、内部統制の有効性の評価かつ内部統制報告書の適切な提出に向け、内部統制システムを構築する。また、本システムが適正に機能し、運用が継続されるよう評価及び是正を行う。

⑫ 反社会的勢力への対応に関する基本方針

当社は、反社会的勢力に断固たる態度で対応し、関係を遮断するため、以下のとおり、「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を定めます。

イ) 反社会的勢力排除に向けた社会的責任及び反社会的勢力による苦情・相談を装った圧力等からの企業防衛の重要性を十分認識し、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行います。

ロ) 反社会的勢力による不当要求に対しては、組織として対応し、断固として拒絶します。

ハ) 反社会的勢力に対する資金提供及び不適切・異例な便宜供与は行いません。

ニ) 反社会的勢力への対応に際し、適切な助言、協力を得ることができるよう、平素より警察、弁護士、暴力追放運動推進センター等との連携強化を図ります。

ホ) 反社会的勢力による不当要求があった場合は、法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応を行います。

⑬ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、必要に応じ、当社及び子会社の役職員へのコンプライアンスの周知徹底を継続的な教育・研修を通じて行っております。また、当社及び子会社の内部統制責任者は、四半期ごとに内部統制の進捗状況を確認し、問題点を把握した場合若しくは疑義がある場合は監査等委員会に報告するとともに協議を行っております。

## Ⅶ 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## Ⅷ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、「取締役会の決議によって剰余金の配当等を決定することができる」旨を定款で定めております。

当社は、株主様に対する利益還元を経営の重要な課題の一つとして認識しております。安定的な経営基盤の確保と株主資本率の向上に努めるとともに、配当につきましても安定した配当の継続を業績に応じて行うことを基本方針としております。また、剰余金の配当は年1回の期末配当を行うことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、主に今後の事業拡大のための研究開発活動やM&A等の原資、及び財政状態の安定化に活用してまいりたいと考えております。

## 貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	26,010,692	(負債の部)	4,537,195
流動資産	5,291,277	流動負債	3,399,267
現金及び預金	1,487,721	買掛金	419,287
受取手形	50,372	関係会社短期借入金	29,727
売掛金	1,950,411	未払金	938,887
有価証券	500,988	未払費用	371,358
商 品	310	未払法人税等	531,000
仕掛品	965,278	未払事業所得税	16,978
貯蔵品	9,748	未払消費税等	186,798
前払費用	73,025	前受金	9,251
未収入金	130,024	預り金	544,986
繰延税金資産	121,303	賞与引当金	265,034
その他の流動資産	3,292	役員賞与引当金	9,600
貸倒引当金	△1,200	その他の流動負債	76,356
固定資産	20,719,414	固定負債	1,137,927
有形固定資産	7,088,148	役員退職慰労引当金	24,894
建 物	2,403,786	預り敷金	7,013
構 築 物	18,532	繰延税金負債	1,106,020
機 械 装 置	25,226	(純資産の部)	21,473,497
車 両 運 搬 具	11,243	株 主 資 本	18,910,813
工具器具及び備品	418,969	資 本 金	1,370,150
土 地	4,210,389	資 本 剰 余 金	1,384,969
無形固定資産	14,161	資 本 準 備 金	1,302,350
水道施設利用権	1,408	その他資本剰余金	82,619
電話加入権	4,752	利 益 剰 余 金	16,390,231
のれん	7,999	利 益 準 備 金	179,123
投資その他の資産	13,617,103	その他利益剰余金	16,211,107
投資有価証券	13,277,716	別 途 積 立 金	13,960,450
関係会社株式	206,551	繰越利益剰余金	2,250,657
関係会社出資金	10,000	自 己 株 式	△234,538
保証金敷金	11,774	評価・換算差額等	2,544,554
長期貸付金	180	その他有価証券評価差額金	2,544,554
前払年金費用	87,936	新株予約権	18,129
長期前払費用	6,038		
その他の投資等	16,906		
合 計	26,010,692	合 計	26,010,692

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表記しております。

## 損 益 計 算 書

(平成29年1月1日から)  
(平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	13,073,514
売 上 原 価	8,529,454
売 上 総 利 益	4,544,059
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,994,318
営 業 利 益	2,549,741
営 業 外 収 益	598,592
受 取 利 息 及 び 配 当 金	359,137
有 価 証 券 売 却 益	216,609
有 価 証 券 償 還 益	2,529
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	0
雑 収 入	20,316
営 業 外 費 用	223,182
支 払 利 息	336
有 価 証 券 売 却 損	197,040
有 価 証 券 償 還 損	22,490
雑 損 失	3,315
経 常 利 益	2,925,150
特 別 損 失	2,382
固 定 資 産 除 却 損	2,382
税 引 前 当 期 純 利 益	2,922,768
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	907,823
法 人 税 等 調 整 額	1,138
当 期 純 利 益	2,013,805

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表記しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成29年1月1日から  
平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	1,370,150	1,302,350	70,256	1,372,606	179,123	12,779,450	2,059,477	15,018,050
事業年度中の変動額								
別途積立金の積立						1,181,000	△1,181,000	—
剰余金の配当							△641,625	△641,625
当期純利益							2,013,805	2,013,805
自己株式の取得								
自己株式の処分			12,362	12,362				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	12,362	12,362	—	1,181,000	191,180	1,372,180
当 期 末 残 高	1,370,150	1,302,350	82,619	1,384,969	179,123	13,960,450	2,250,657	16,390,231

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△274,591	17,486,216	1,725,390	1,725,390	24,319	19,235,926
事業年度中の変動額						
別途積立金の積立		—				—
剰余金の配当		△641,625				△641,625
当期純利益		2,013,805				2,013,805
自己株式の取得	△96	△96				△96
自己株式の処分	40,149	52,511				52,511
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			819,164	819,164	△6,190	812,974
事業年度中の変動額合計	40,052	1,424,596	819,164	819,164	△6,190	2,237,570
当 期 末 残 高	△234,538	18,910,813	2,544,554	2,544,554	18,129	21,473,497

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表記しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

②その他有価証券……………時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

国内非上場株式

移動平均法による原価法

投資事業組合等

投資事業組合等の事業年度の財務諸表及び事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表に基づいて、投資事業組合等の純資産を出資持分割合に応じて計上しております。

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

①商品、仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）

②貯蔵品……………先入先出法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産……………平成19年3月31日以前に取得したものの旧定率法

平成19年4月1日以降に取得したものの定率法

ただし、平成10年10月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

②無形固定資産……………定額法

③長期前払費用……………定額法

#### (4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ②賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
- ③役員賞与引当金……………役員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
- ④退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理をしております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
- なお、計算の結果、当事業年度においては、退職給付引当金が借方残高となったため前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。
- ⑤役員退職慰労引当金……………役員退職慰労金の支給に充当するため、役員退職慰労金内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

- (5) 収益及び費用の計上基準……………当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注制作のソフトウェア開発契約については工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- 消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

2. 追加情報に関する注記

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

- ……………「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

### 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額……………4,330,882千円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務……………関係会社に対する金銭債権債務は以下のとおりであります。

売掛金	10,247千円
未収入金	15,711千円
買掛金	28,661千円

(3) 期末日満期手形の処理……………期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。

したがって、当事業年度末日は銀行休業日のため、次のとおり期末日満期分が期末残高に含まれております。

受取手形	1,000千円
------	---------

(4) 工事損失引当金の処理……………損失の発生が見込まれる工事契約に係る仕掛品は、これに対応する工事損失引当金30,269千円を相殺表示しております。

### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社に対する取引高……………関係会社に対する営業取引による取引高及び営業外取引における取引高は以下のとおりであります。

売上高	19,272千円
仕入高	93,507千円
営業取引以外の取引高	10,607千円

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式……………156,557株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
賞与引当金		81,630千円
未払事業税		29,876千円
役員賞与引当金		2,956千円
役員退職慰労引当金		7,610千円
土地減損損失		32,607千円
貸倒引当金		369千円
子会社株式評価損		2,239千円
その他		5,229千円
繰延税金資産合計		162,518千円
繰延税金負債		
前払年金費用		△26,882千円
その他有価証券		△1,120,353千円
繰延税金負債合計		△1,147,235千円
繰延税金資産（負債）の純額		△984,716千円

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,333円77銭
(2) 1株当たり当期純利益	219円38銭

8. 重要な後発事象に関する注記 該当事項はありません。

9. 継続企業の前提に関する注記 該当事項はありません。

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年2月28日

株式会社 東 計 電 算

取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 野 島 透 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小 泉 淳 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東計電算の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正または誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第48期事業年度における取締役の執行について監査いたしました。

その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。

②会計監査人の独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及びその結果は相当であると認めます。

平成30年3月5日

株式会社 東 計 電 算 監査等委員会

常勤監査等委員  
(社外取締役) 梅 原 毅 ⑩

監査等委員  
(社外取締役) 清 水 勇 男 ⑩

監査等委員  
(社外取締役) 三 浦 悟 ⑩

## 連結貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	26,176,220	(負債の部)	4,541,750
流動資産	5,390,606	流動負債	3,429,967
現金及び預金	1,526,395	買掛金	466,581
受取手形及び売掛金	2,065,823	未払金	938,797
有価証券	500,988	未払費用	371,358
たな卸資産	981,858	未払法人税等	536,600
繰延税金資産	122,227	預り金	544,986
その他の流動資産	194,513	賞与引当金	266,635
貸倒引当金	△1,199	役員賞与引当金	9,600
固定資産	20,785,613	その他の流動負債	295,406
有形固定資産	7,430,210	固定負債	1,111,783
建物及び構築物	2,469,222	役員退職慰労引当金	24,894
機械装置及び運搬具	36,470	繰延税金負債	1,079,876
工具器具及び備品	538,526	その他の固定負債	7,013
土地	4,385,990	(純資産の部)	21,634,469
無形固定資産	15,131	株主資本	19,130,751
のれん	7,999	資本金	1,370,150
その他の無形固定資産	7,131	資本剰余金	1,384,969
投資その他の資産	13,340,271	利益剰余金	16,610,170
投資有価証券	13,292,288	自己株式	△234,538
退職給付に係る資産	2,414	その他の包括利益累計額	2,485,176
その他の投資その他の資産	45,568	その他有価証券評価差額金	2,544,554
		退職給付に係る調整累計額	△59,378
		新株予約権	18,129
		非支配株主持分	411
合 計	26,176,220	合 計	26,176,220

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表記しております。

## 連結損益計算書

(平成29年1月1日から  
平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	13,378,770
売上原価	8,756,872
売上総利益	4,621,897
販売費及び一般管理費	2,042,853
営業利益	2,579,044
営業外収益	589,279
受取利息及び配当金	350,146
有価証券売却益	216,609
有価証券償還益	2,529
貸倒引当金戻入額	0
雑収入	19,994
営業外費用	222,996
支払利息	150
有価証券売却損	197,040
有価証券償還損	22,490
雑損失	3,315
経常利益	2,945,326
特別損失	2,382
固定資産除却損	2,382
税金等調整前当期純利益	2,942,944
法人税、住民税及び事業税	917,086
法人税等調整額	1,128
当期純利益	2,024,728
非支配株主に帰属する当期純利益	19
親会社株主に帰属する当期純利益	2,024,708

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表記しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成29年1月1日から  
平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金
当 期 首 残 高	1,370,150	1,372,606	15,227,086	△274,591	17,695,252	1,725,390
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当			△641,625		△641,625	
親会社株主に帰属する当期純利益			2,024,708		2,024,708	
自己株式の取得				△96	△96	
自己株式の処分		12,362		40,149	52,511	
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)						819,164
連結会計年度中の変動額合計	—	12,362	1,383,083	40,052	1,435,499	819,164
当 期 末 残 高	1,370,150	1,384,969	16,610,170	△234,538	19,130,751	2,544,554

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当 期 首 残 高	△69,334	1,656,055	24,319	401	19,376,028
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当				△9	△641,634
親会社株主に帰属する当期純利益					2,024,708
自己株式の取得					△96
自己株式の処分					52,511
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	9,956	829,121	△6,190	19	822,950
連結会計年度中の変動額合計	9,956	829,121	△6,190	10	2,258,441
当 期 末 残 高	△59,378	2,485,176	18,129	411	21,634,469

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表記しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数…………… 1社

連結子会社の名称

イースタンリース株式会社

②非連結子会社の数…………… 2社

非連結子会社の名称

大連東計軟件有限公司

Toukei Thailand co,Ltd.

③連結の範囲から除いた理由……………非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（いずれも持分に見合う額）はいずれも小規模であり全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した関連会社の数……………該当ありません。

②持分法を適用しない非連結子会社の数… 2社

持分法を適用しない非連結子会社の名称

大連東計軟件有限公司

Toukei Thailand co,Ltd.

③持分法を適用しない関連会社の数…………… 1社

ファインシステム株式会社

④持分法を適用しない理由……………非連結子会社及び関連会社についてはそれぞれ当期純損益及び利益剰余金（いずれも持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためこれらの会社に対する投資については持分法を適用せず、原価法により評価しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項……………連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

- イ. その他有価証券……………時価のあるもの  
連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）
- 時価のないもの  
国内非上場株式  
移動平均法による原価法  
投資事業組合等  
投資事業組合等の事業年度の財務諸表及び事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表に基づいて、投資事業組合等の純資産を出資持分割合に応じて計上しております。
- ロ. たな卸資産  
商品、仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）  
貯蔵品……………先入先出法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産……………平成19年3月31日以前に取得したものの旧定率法  
平成19年4月1日以降に取得したものの定率法  
ただし、平成10年10月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
- ロ. 無形固定資産……………定額法
- ハ. 長期前払費用……………定額法

③重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

- ハ. 役員賞与引当金……………役員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
- ニ. 役員退職慰労引当金……………役員退職慰労金の支給に充当するため、役員退職慰労金内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- ④退職給付に係る会計処理の方法……………従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ⑤収益及び費用の計上基準……………当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注制作のソフトウェア開発契約については工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。
- ⑥消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。
- (5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項  
……………連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

## 2. 追加情報に関する注記

### 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

……………「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額……………4,931,372千円

(2) 連結会計年度末日満期手形の処理……………連結会計年度末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。したがって、当連結会計年度末日は銀行休業日のため、次のとおり連結会計年度末日満期分が期末残高に含まれております。

受取手形	4,300千円
------	---------

(3) 工事損失引当金の処理……………損失の発生が見込まれる工事契約に係る仕掛品は、これに対応する工事損失引当金30,269千円を相殺表示しております。

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末日における発行済株式の総数 9,350,000株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

##### ①配当金支払額等

平成29年3月24日開催の第47回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	641,625千円
・1株当たり配当金額	70円
・基準日	平成28年12月31日
・効力発生日	平成29年3月27日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成30年3月23日開催予定の第48回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	735,475千円
・1株当たり配当金額	80円
・基準日	平成29年12月31日
・効力発生日	平成30年3月26日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

・普通株式	8,800株
-------	--------

#### 5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

##### ①金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用は主として余資を安全性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達は全て自己資金を充当し、不足分を銀行借入による方針としております。

##### ②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

その他有価証券は主として株式及び債券であり、いずれも市場価格の変動リスクに晒されております。

また、債券については外貨建てのものがあり、為替変動によるリスクに晒されております。

営業債務である買掛金等については、資金調達に係る流動性リスクがあります。

##### ③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い取引先ごとに期日管理及び残高管理を行い、毎月取引先の状況を経営会議において報告しております。また、与信管理に係る規程に従い、取引先ごとにリスクの軽減を図る体制をとっております。

ロ. 市場リスク（株式価格や債券価格等の変動リスク）の管理

その他有価証券については、定期的に時価を把握し、取締役会に報告を行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経理課が適時に資金繰計画を作成・更新する方法により流動性リスクを管理しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,526,395	1,526,395	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,065,823	2,088,430	22,607
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	13,569,348	13,569,348	—
資産計	17,161,567	17,184,174	22,607
(1) 買掛金	466,581	466,581	—
(2) 未払金	938,797	938,797	—
(3) 未払法人税等	536,600	536,600	—
(4) 預り金	544,986	544,986	—
負債計	2,486,965	2,486,965	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

回収に長期間を要する債権については、将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートに信用リスク等を加味した利率で割り引いた現在価値により時価を算定しております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等及び(4) 預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。



# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年2月28日

株式会社 東 計 電 算

取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 野 島 透 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小 泉 淳 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東計電算の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正または誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東計電算及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 連結計算書類に係る監査等委員会の監査報告

## 連結計算書類に係る監査報告書

当監査等委員会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第48期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。

その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について、検討いたしました。

### 2. 監査の結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年3月5日

株式会社 東 計 電 算 監査等委員会

常勤監査等委員  
(社外取締役) 梅 原 毅 ⑩

監査等委員  
(社外取締役) 清 水 勇 男 ⑩

監査等委員  
(社外取締役) 三 浦 悟 ⑩

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおり当事業年度の期末配当及びその他の剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### ①配当財産の種類

金銭といたします。

##### ②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金80円（前期比10円の増配）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は735,475,440円となります。

##### ③剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年3月26日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### ①減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 1,280,000,000円

##### ②増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 1,280,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

事業の多様化に伴い事業目的を追加・整備するため、現行定款第2条(目的)を変更するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～12. (条文省略) (新設) <u>13.</u> (条文省略)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～12. (現行どおり) <u>13. 収納代行業務</u> <u>14.</u> (現行どおり)

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く、以下本議案において同じ）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	こう だ ひろ やす 甲 田 博 康 (昭和10年3月25日生)	昭和42年2月 (株)横浜計算センター入社 昭和43年11月 公認会計士登録・甲田会計事務所開設 昭和45年4月 当社設立、常務取締役就任 昭和55年3月 当社代表取締役就任（現任） 当社社長就任 平成18年4月 当社社長執行役員就任 平成20年3月 当社会長就任 現在に至る [重要な兼職の状況] イースタンリース(株) 代表取締役 東京濾器(株) 監査役	1,034株
2	こう だ ひで き 甲 田 英 毅 (昭和41年5月26日生)	平成6年9月 当社入社 平成15年4月 当社経理部長就任 平成17年3月 当社取締役就任 平成18年4月 当社常務執行役員就任 平成20年3月 当社専務執行役員就任 平成23年10月 当社副社長執行役員就任 平成24年3月 当社代表取締役就任（現任） 当社社長執行役員就任 現在に至る [重要な兼職の状況] (株)アップワード 代表取締役	12,950株
3	こ 古 が ゆう じ 古 閑 祐 二 (昭和35年2月1日生)	昭和56年6月 当社入社 平成15年4月 当社製造システム営業部長就任 平成17年4月 当社執行役員就任 平成19年4月 当社常務執行役員就任 平成20年3月 当社取締役就任（現任） 平成24年3月 当社執行役員就任 平成25年12月 当社常務執行役員就任 平成29年3月 当社専務執行役員就任 現在に至る	4,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	やまぐちけんじ 山口賢治 (昭和32年1月6日生)	昭和52年4月 当社入社 平成22年4月 当社ロジスティクスシステム部長就任 平成22年10月 当社執行役員就任(現任) 平成29年3月 当社取締役就任 現在に至る	11,000株
5	おおのみつまさ 大野光政 (昭和27年6月18日生)	昭和50年4月 住友商事(株)入社 平成12年4月 東京濾器(株)入社 平成12年6月 同社取締役副社長就任 平成16年3月 当社社外取締役就任(現任) 平成16年4月 東京濾器(株)代表取締役社長就任 現在に至る [重要な兼職の状況] 東京濾器(株) 代表取締役社長 日本ハイドロリック工業(株) 代表取締役社長	一株
6	かわむらゆういち 川村祐一 (昭和28年1月26日生)	昭和52年4月 日本住宅公団(現、独立行政法人都市再生機構)入社 平成17年7月 独立行政法人都市再生機構 東日本支社 住まいサポート業務部長就任 平成18年6月 同機構 本社経営企画担当部長就任 平成20年6月 同機構 本社業務第一部長就任 平成21年6月 同機構 募集販売本部長就任 平成23年7月 同機構 首都圏ニュータウン本部長就任 平成24年4月 日本総合住生活(株)常務取締役就任(現任) 平成27年3月 当社社外取締役就任 現在に至る [重要な兼職の状況] 日本総合住生活(株) 常務取締役	一株

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間の利害関係につきましては、以下のとおりであります。

- ・大野光政氏は、過去5年間において当社の特定関係事業者である東京濾器(株)の業務執行者であり、現在においても、同社の業務執行者であります。なお、同社は、当社設立の際母体となった会社で、当社の主要な株主であり、当社との間に製品販売等の取引関係があります。
- ・川村祐一氏は、過去5年間において当社の特定関係事業者である日本総合住生活(株)の業務執行者であり、現在においても、同社の業務執行者であります。なお、同社は、当社の株主であり、当社との間に製品販売等の取引関係があります。

- ・その他の各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- 2. 現任取締役の当社における担当は、事業報告の「IV 会社役員の状況」に記載のとおりであります。
- 3. 大野光政、川村祐一の両氏は、社外取締役候補者であります。
- 4. 大野光政、川村祐一の両氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社経営に活かしていただけると判断したためであります。
- 5. 大野光政、川村祐一の両氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって大野光政氏は14年、川村祐一氏は3年となります。
- 6. 当社と大野光政及び川村祐一の両氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任額は、同法第423条第1項に定める最低責任限度額としております。また、両氏の再任が承認された場合には、同様の内容の契約を継続する予定であります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役梅原毅氏は、監査等委員である取締役を辞任されますので、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
ねもと かず ひろ 根 本 和 広 (昭和33年9月2日生)	昭和58年12月 ㈱団地サービス(現、日本総合住生活㈱)入社 平成19年6月 同社本社経営企画部情報システム課長就任 平成24年7月 同社東京支社城北支店長就任 平成26年7月 同社東京支社東京東支店長就任 平成28年7月 同社関東支社浦和支店長就任 平成29年7月 同社関東支社東埼玉支店長就任 現在に至る	一株

- (注) 1. 根本和広氏は、過去5年間において、当社の特定関係事業者である日本総合住生活㈱の業務執行者(使用人)でありました。なお、同社は、当社の株主であり、当社との間に製品販売等の取引関係があります。
2. 同氏は、社外取締役候補者であります。
3. 同氏を社外取締役候補者とした理由は、企業の経営管理業務に永年にわたり関与され、経営に関する幅広い見識を当社の監査に反映していただくためであります。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、以上の理由で監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. 同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 同氏の選任が承認された場合は、当社と第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任額は、同法第423条第1項に定める最低責任限度額とします。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

平成29年3月24日開催の定時株主総会において選任された補欠の監査等委員である取締役磯崎奈保子氏の選任の効力は本総会が開催されるまでの間とされておりますので、改めて補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
いそ ぎき な お こ 磯 崎 奈 保 子 (昭和41年1月5日生)	平成16年12月 弁護士登録(東京弁護士会) 平成18年1月 東京地方裁判所 鑑定委員就任 (現任) 立川簡易裁判所 司法委員就任 (現任) 平成20年4月 東京家庭裁判所 調停委員就任 (現任) 平成20年6月 吉川総合法律事務所入所 平成28年11月 東京弁護士会 紛議調停委員就 任(現任) 現在に至る	一株

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 磯崎奈保子氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 同氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、法律家として長年培われた豊富な経験と高度な知識を当社の監査に反映していただくためであります。なお、同氏は、直接企業経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。
4. 同氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とします。

## 第6号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めるため、また優秀な人材の獲得・維持を図ることを目的として、当社の取締役及び従業員を対象に新株予約権を特に有利な条件をもって発行するものであります。

### 2. 新株予約権割当の対象者

当社の取締役（監査等委員を除く）及び従業員を対象に、当社取締役会が認めた者に対し割当するものといたします。

### 3. 新株予約権の要領

#### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式80,000株を総株数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

#### (2) 新株予約権の総数

800個を上限とする。

ただし、発行日の翌日以降に前項(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

#### (3) 新株予約権の払込金額

無償とする。

#### (4) 新株予約権の割当日

2018年4月2日とする。

#### (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行する株式1株当たりの金額（以下「行使価額」という）

に、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の東京証券取引所の終値（当日に取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）とするが、当該金額が1,519円を下回った場合は1,519円とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当による株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く）するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

#### (6) 新株予約権の権利行使期間

割当日の翌日より 8 年を経過した日から 2028 年 3 月 23 日までの範囲内で、当社取締役会において決定する。

#### (7) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、新株予約権の行使時において当社の取締役または従業員であることを要す。ただし、株主総会決議後、勤続 2 年以上で退任、退職した場合は、前項にかかわらず当該事由が発生した日から 6 ヶ月間に限り行使できるものとする。また、部長職より下位の職位に降格になった場合も同様とする。

②新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。

③その他詳細、条件は、当社取締役会において決定するものとする。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件

本件新株予約権は、次のいずれかに該当する場合、当社は新株予約権を取得することができる。この場合、当該新株予約権は無償で取得することができる。

- ①当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割について分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされた場合
- ②新株予約権者が権利行使をする前に3.(7)に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合
- ③新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合

(9) 新株予約権の譲渡による取得の制限

新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 1株に満たない端数の処理

新株予約権に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12) 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

(13) その他の細則事項

新株予約権に関するその他の細則事項については、取締役会決議により決定する。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 神奈川県川崎市中原区小杉町三丁目264番地 3  
ユニオンビル 2階 セミナールームA

最寄駅 JR南武線・横須賀線 武蔵小杉駅〈北口〉  
東急東横線・目黒線 武蔵小杉駅〈南口〉  
JR横須賀線でお越しの場合は、駅構内の連絡通路を通り、  
北改札（南武線口）をご利用ください。

